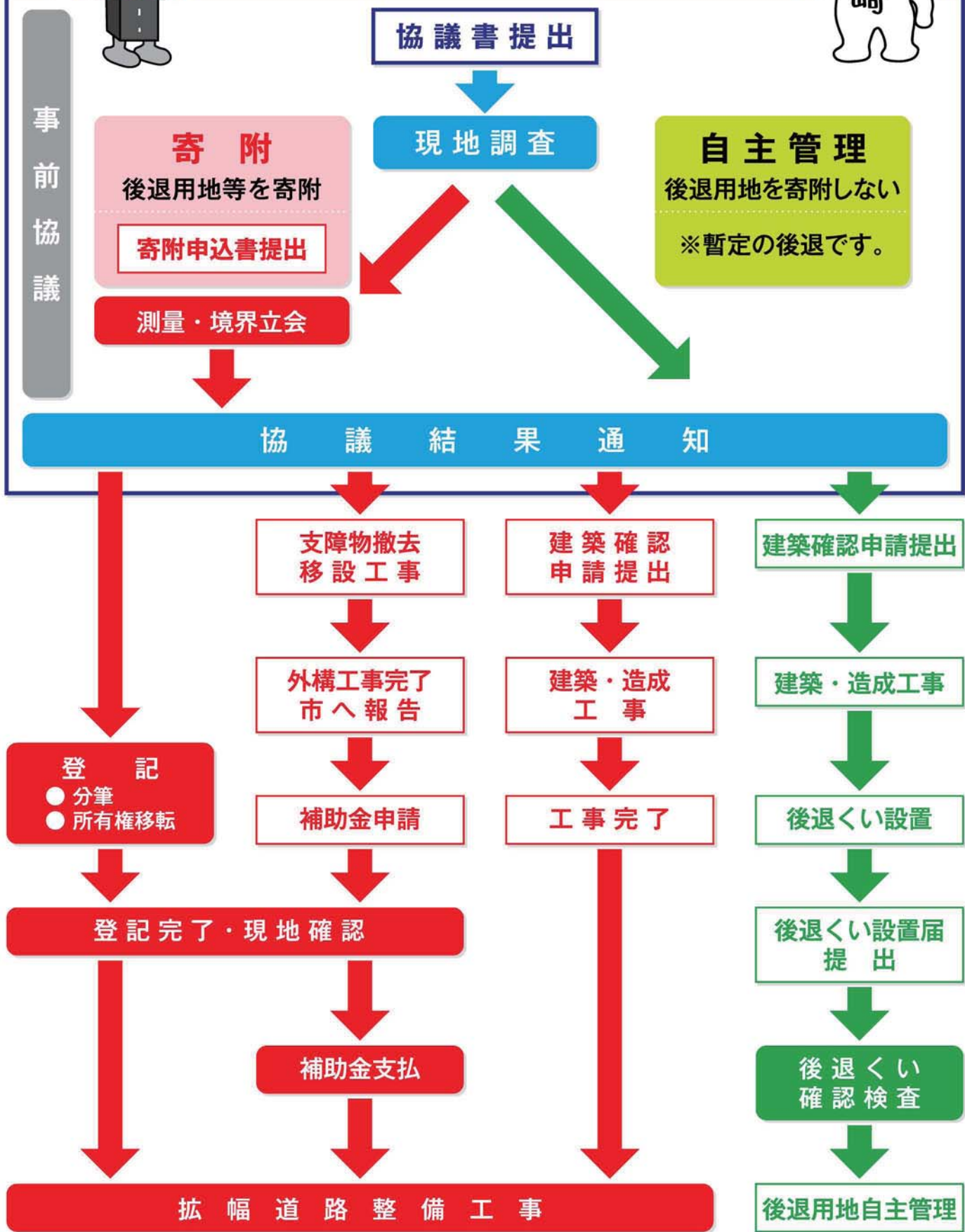




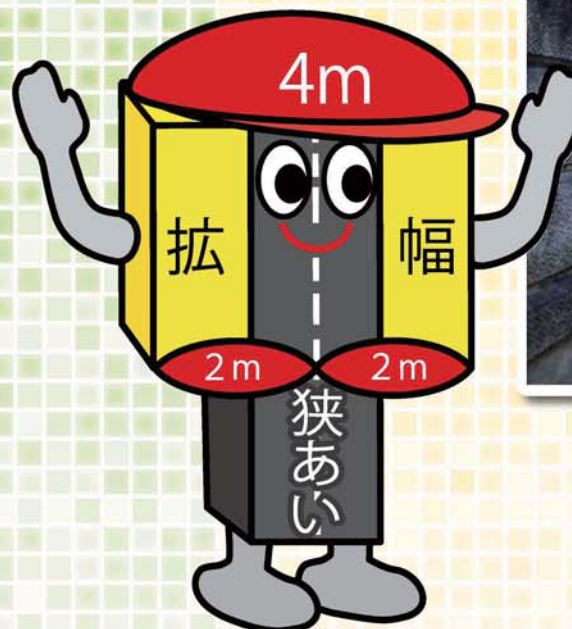
# 事前協議と拡幅整備



# 狭あい道路拡幅整備に 協力してください!

## 安全で住みよい環境と 災害に強いまちづくりに向けて

オカザえもん  
「お願いござる～もっと現場の  
近くまで行ってほしいござる。」  
消防士  
「これ以上は狭くて、消防車では  
入っていけないですよ」



「いざという時のために  
道路の拡幅に協力すると  
よいござる～」

狭あい道路拡幅整備PRキャラクター  
カクフックン







# 安全で住みよい まちづくりのために がんばるよ!!

ボクたちの身近にある道路は、人や車が通るためだけのものじゃないんだ！風通しや日当たりを良くしたり、災害時の避難路になったり、救急車・消防車などが乗り入れるためにとても重要なんだ！

でも、ボクたちが利用している道路には、幅が4m未満の「狭あい道路」がたくさんあって、日常生活や災害時など、多くの面で問題がいっぱい！！

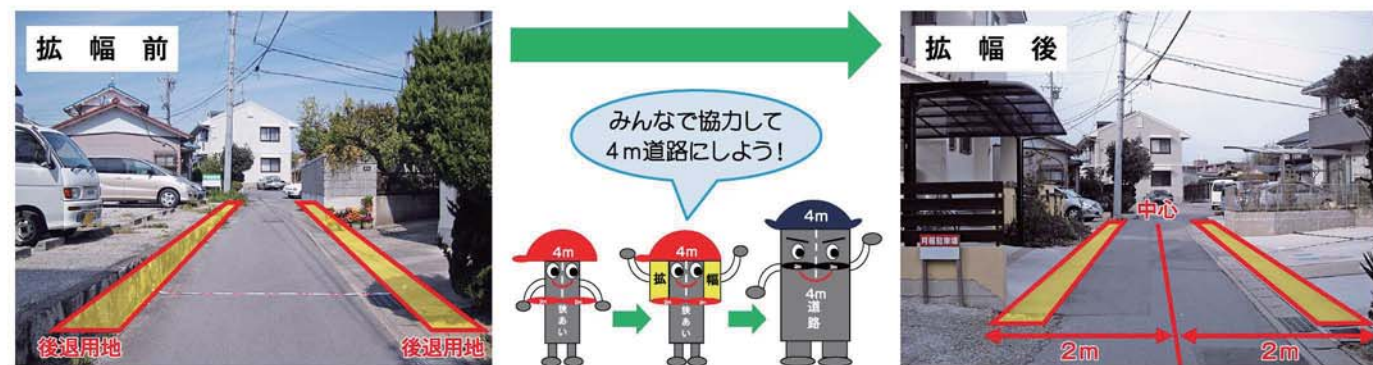
## 狭い道路を広げなくちゃ！

## みんなの協力が必要なんだ！

市では「狭あい道路拡幅整備に関する条例」を定めて、「安全で住みよい環境と災害に強いまちづくり」を進めているんだ！

狭あい道路に接した土地に建物を建てる場合や、畑を駐車場にするといった“土地の利用方法”を変更する場合に、道路の中心から2m(※1)後退しなければならないんだ。

※1 道路が川、線路敷、がけ地等に沿っている場合は、道路と川等の境界線から敷地側に4m。



## 拡幅整備の対象となる道路

次の①～③すべてに当てはまる道路が対象だよ！

- ① 一般の通行に使用されている幅員1.8m以上4m未満の道路
- ② 道路法で市が認定している道路又は市が所有する公衆用道路
- ③ 建築基準法で規定する道路

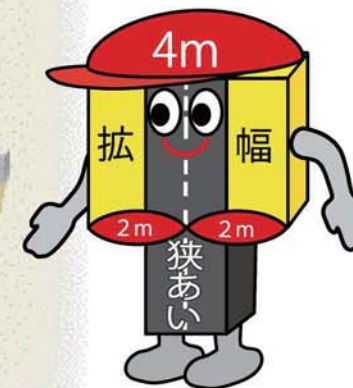
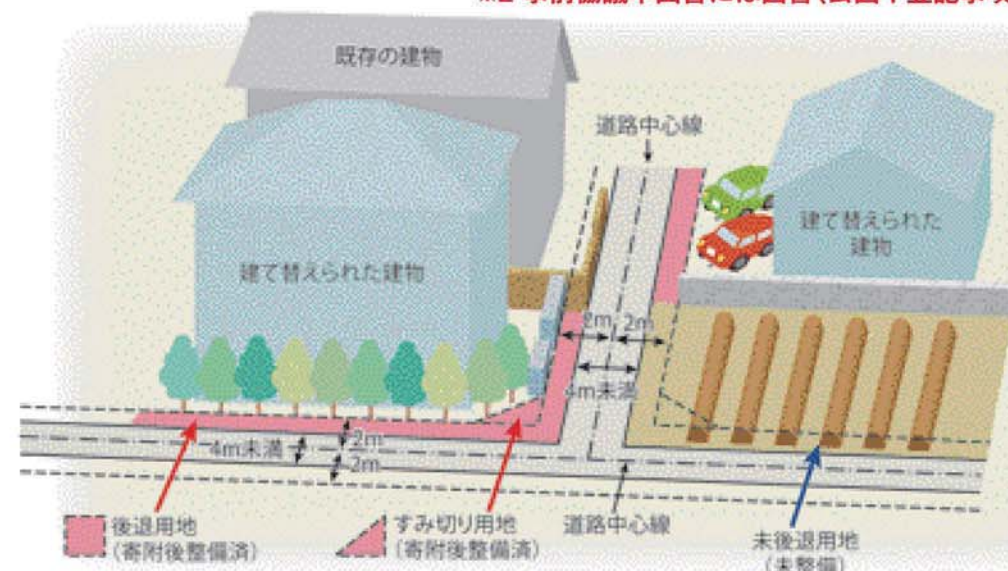
(規則の定めにより対象とならない狭あい道路があります。)



## 事前協議が必要だよ！

条例では狭あい道路に接した土地に建物を建てたり、土地の利用方法を変更する場合は、建築確認申請や変更の**30日前までに、「事前協議申出書」(※2)の提出**をして市長と協議すると定められているんだ！“事前協議”とは、後退する用地について、道路にするための敷地の形や管理方法について、前もって書面上で話し合っ協力して決めるということだよ。

※2 事前協議申出書には図書(公図や登記事項証明書等)の添付が必要だよ。



## 寄附にはメリットがたくさん！

**後退用地(※3)**を市に寄附するとたくさんのメリットがあるよ。詳しくはボクの帽子のなかのヒミツを見てね！

※3 後退用地＝狭あい道路対象地で、その道路境界線と道路の中心から2m(※1)の線との間の部分。

	<h3>測量</h3> <p>市が分筆するための測量をしてくれるよ！</p>		<h3>登記</h3> <p>市が分筆と所有権移転の登記をしてくれるよ！</p>
	<h3>補助金</h3> <p>支障物を撤去する費用などの補助制度があるよ！</p>	<h3>すみ切り用地奨励金</h3> <p>すみ切り用地(※4)を寄附すると、「奨励金」が支給されるよ！ 奨励金は寄附するすみ切り部分の土地の面積に応じて支給されるよ。 (すみ切り面積×寄附年度の土地の評価額×1.35) ※4 すみ切り用地＝狭あい道路が他の道路と交わる敷地の角地部分</p>	

(規則の定めにより、整備等や補助金の対象とならない場合があります。)

## 注意すること！

注意1：申出者等の都合により寄附を取りやめた場合には、測量費を負担していただきます。

注意2：補助金の申請には、補助項目の工事内容がわかる工事内訳書(※5)・領収書の写しの提出が必要です。

※5 市ホームページより様式をダウンロードできます。